

## 日マン管ニュースリリース

[2006 (平成 18) 年 8 月 21 日]

### “士(さむらい)イレブン” 結集！ マンションの自主管理から管理者派遣までサポート マンション管理士による管理会社「日マン管」設立のご案内

11 人のマンション管理士が発起人となって準備を進めてきた新しいタイプのマンション管理会社、日本マンション管理株式会社（略称：日マン管（にちまんかん）、本社：千葉県船橋市、社長：新目孝三）は、「マンション管理組合のための、マンション管理士による、マンション管理会社」をキャッチフレーズとする本格的な営業活動を開始しました。

新会社を設立したのは、新目社長が打ち出した新しいマンション管理の方向性に共鳴したマンション管理士の有志。“士(さむらい)イレブン”ともいえる 11 人の発起人が出資して新・会社法施行直後の 5 月 2 日に株式会社を設立登記し、6 月 12 日にはマンション管理業者の登録も完了しました。

新目社長は、「日マン管の役員と業務統括者はすべてマンション管理士。このような会社は、マンション管理業界でもマンション管理士会でもこれまでに聞いたことがなく、おそらく日本で初めての試み」と語ります。営業開始と同時に、増資にあたっての株主と顧客向け業務の一部を委任する協力者の募集を始めますが、これも応募の条件は原則としてマンション管理士であること。「高い見識と倫理性が求められる国家資格の有資格者として顧客の期待に応え、マンション管理士だからこそできるサービスを提供する管理会社を目指したい」と、その狙いを説明します。

2001 年の「マンション管理適正化法」施行以来、分譲マンションを取り巻く環境は大きく変わってきました。マンション管理業者の国土交通省への登録制、アドバイザーとしてのマンション管理士制度の創設のほか、区分所有者の法定団体である管理組合による主体的管理の努力義務も法的に明記され、社会的資産としての重要度も増しているマンションの適正管理に対する理解は少しずつ広がってきているようにみえます。

「法の精神を単純に解釈すれば、マンション管理の理想形は管理会社に頼らない自主管理ということになるでしょう。しかし、分譲マンションには築年や戸数規模、入居者構成などによって、それぞれ固有の事情や特性があり、まず現状を正確に把握して解決策を考える必要がある」と、新目社長は指摘します。「例えば、居住者の高齢化が進み、もうあと2～3年したら役員のなり手がなくなるという危機感をもっている場合。こうしたマンションは実際に多く存在し、そこで杓子定規に自主管理を説いても何の問題の解決にもならないのです。日マン管では、自主管理のお手伝いから管理者（理事長）の派遣まで、管理組合の視点に立ったあらゆるサービスをケースバイケースで提案していくつもりです」。

日マン管は、マンション管理業務だけでなく、顧客の依頼に応じてマンション管理士を派遣するコンサルティングを主力業務に位置づけ、技術支援、工事施工、不動産取引などの付帯業務もトータルに提供していく計画です。マンション管理士から一級建築士、弁護士まで、あらゆる分野をカバーするスタッフの専門家集団として、あすのマンション管理を設計するコンサルタントとして活用されることが期待されます。

日マン管に関するお問い合わせは：

日本マンション管理株式会社

代表取締役社長 / 新目孝三（しんめ・こうぞう）

〒273-0005 千葉県船橋市本町 2-3-5 ベニヤビル2階

Tel 047-436-1661 / Fax 047-410-0228

Email [info@nichimankan.com](mailto:info@nichimankan.com)

URL [www.nichimankan.com](http://www.nichimankan.com)

このリリースに関するお問い合わせは：

広報担当 / 波形昭彦（なみかた・あきひこ）

Tel 090-5992-5532（携帯）

Email [namikata@nichimankan.com](mailto:namikata@nichimankan.com)